

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本的事項

1. 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である「第三次木曽地域振興構想」（平成19年3月）の将来像「水と緑のふるさとづくり 山里暮らしの充実」を土台とし、充実した暮らしのための基盤整備に資するほか、より高度な循環型社会の形成を目指すことで、産業の活力ある地域づくりや、連携と交流によるゆたかな地域づくりに資することを目指し、次のように設定する。

基本理念

水と緑のふるさと ～さらなる資源循環型地域へ～

2. 基本方針

基本理念に基づき、より高度な循環型社会の形成を目指す上で、現状と課題を踏まえ、基本方針を次のように設定する。

基本方針

- ◆ 住民、事業者、行政による3Rの推進
- ◆ 持続性のある資源の循環利用システムの構築
- ◆ 環境負荷が少なく効率的な施設整備と運営

3. 計画区域

計画区域は、本広域を構成する6町村（木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）全域とする。

4. 計画目標年次

計画の起点は平成23年度とし、計画目標年次は計画起点から15年後の平成38年度とする。また、中間目標年次として、平成28年度及び平成33年度を設定する。

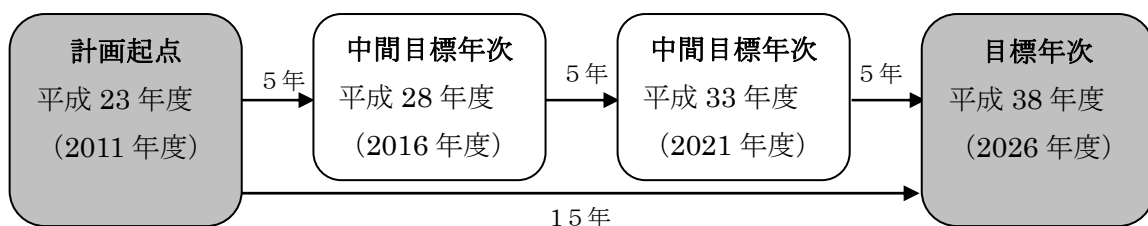


図 6.1.1 計画目標年次

第2節 数値目標

1. 全体の目標

本広域のごみの減量化の目標は、平成38年度までに、ごみ排出総量の原単位を平成21年度から24%減となる、686g/人・日とする。また、資源化の目標としては、平成38年度までに、リサイクル率を平成21年度から15ポイントの増加となる、41%とする。

減量化目標：ごみ排出原単位 (1人1日当たりごみ排出量) **686g/人・日**

(可燃ごみ量 **3,287t/年**)

資源化目標：リサイクル率 41%

表 6.2.1 広域連合の目標値

指 標	現 況	推 計		目 標	
	平成21年度	平成38年度	平成21年度比	平成38年度	平成21年度比
ごみ排出原単位 (g/人・日)	906	781	14%減	686	24%減
総ごみ排出量 (t/年)	10,468	6,855	35%減	6,019	43%減
可燃ごみ量 (t/年)	7,317	4,549	38%減	3,287	55%減
リサイクル率	26%	30%	4ポイント増	41%	15ポイント増

2. 町村別の目標値の内訳

本広域のごみ減量化の目標値の、町村別の内訳を表 6.2.2 に示す。

ごみ排出原単位や事業所からの事業系ごみの状況など、現状で町村によって状況が異なっているため、各町村が目標値を設定し、その積み上げを本広域の目標値としている。

本広域及び各町村の目標に対する取組みにより、目標値の達成を目指す。

表 6.2.2 町村別の目標値の内訳

町 村	指 標	単 位	現 況	推 計	目 標	
			平成 21 年度	平成 38 年度	平成 38 年度	平成 21 年度比等
木曾町	ごみ排出原単位	g/人・日	980	862	686	ごみ排出原単位 30%減 リサイクル率 30%
	総ごみ排出量	t/年	4,648	3,140	2,499	
	可燃ごみ量	t/年	3,660	2,345	1,622	
	リサイクル率	%	17	21	30	
上松町	ごみ排出原単位	g/人・日	899	840	719	ごみ排出原単位 20%減 リサイクル率 50%
	総ごみ排出量	t/年	1,756	1,158	991	
	可燃ごみ量	t/年	1,022	634	454	
	リサイクル率	%	38	42	50	
南木曾町	ごみ排出原単位	g/人・日	763	608	608	リサイクル率 50%
	総ごみ排出量	t/年	1,370	804	804	
	可燃ごみ量	t/年	850	480	379	
	リサイクル率	%	35	37	50	
木祖村	ごみ排出原単位	g/人・日	757	584	584	リサイクル率 50%
	総ごみ排出量	t/年	881	546	546	
	可燃ごみ量	t/年	553	315	247	
	リサイクル率	%	33	38	50	
王滝村	ごみ排出原単位	g/人・日	984	941	941	リサイクル率 30%
	総ごみ排出量	t/年	349	217	217	
	可燃ごみ量	t/年	270	154	143	
	リサイクル率	%	19	25	30	
大桑村	ごみ排出原単位	g/人・日	948	781	758	ごみ排出原単位 20%減 リサイクル率 50%
	総ごみ排出量	t/年	1,463	989	961	
	可燃ごみ量	t/年	962	622	443	
	リサイクル率	%	31	33	50	

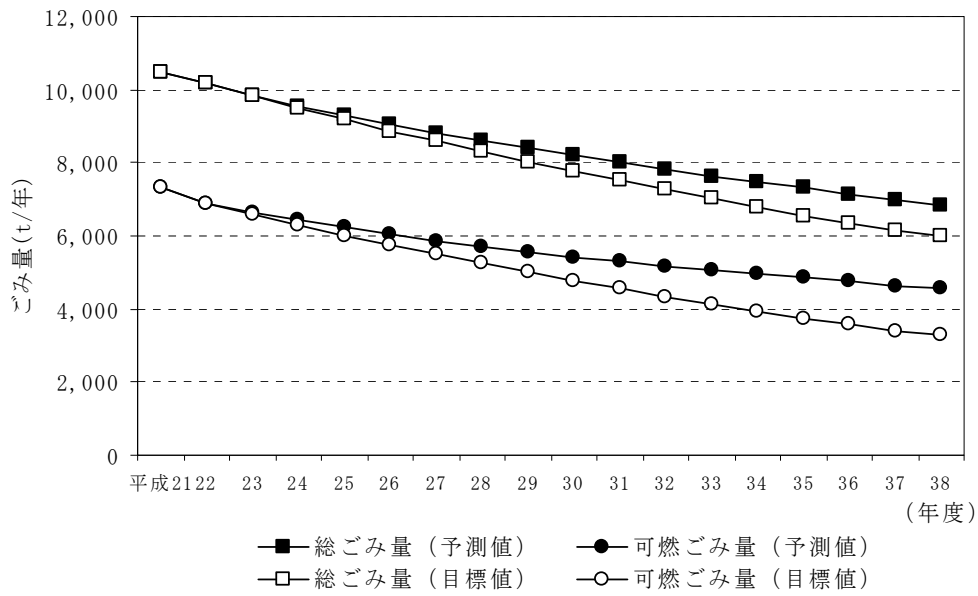


図 6.2.1 総ごみ量、可燃ごみ量の目標値

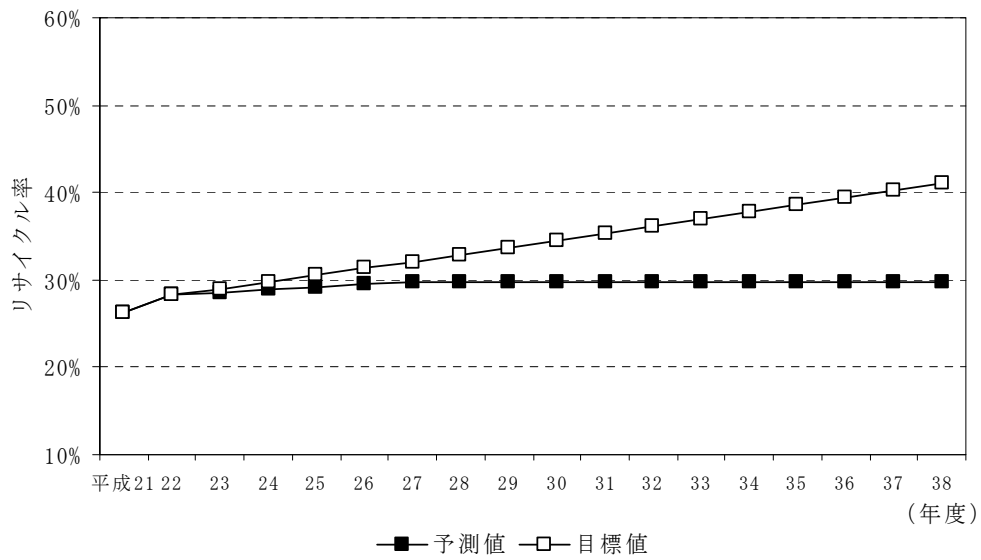


図 6.2.2 リサイクル率の目標値

3. 温室効果ガスの削減

目標達成時におけるごみ焼却処理に伴う温室効果ガス排出量を表6.2.3及び図6.2.3に示す。

可燃ごみの量やプラスチックごみの焼却量の減少によって、温室効果ガスの排出量を削減することができる。目標達成時には、温室効果ガスの排出量は平成38年度には平成22年度よりも1,859t少ない、45%の削減となると推計される。

表 6.2.3 目標達成時の温室効果ガス排出量

年 度	ごみ排出量予測値			ごみ排出量目標達成時		
	排出量 (t-CO ₂)	平成22年度 からの削減量 (t-CO ₂)	平成22年 度比削減 率(%)	排出量 (t-CO ₂)	平成22年度 からの削減量 (t-CO ₂)	平成22年 度比削減 率(%)
平成22年度	4,154	—	—	4,154	—	—
平成23年度	4,030	-124	-3%	3,995	-159	-4%
平成28年度	3,541	-613	-15%	3,300	-854	-21%
平成33年度	3,213	-941	-23%	2,731	-1,423	-34%
平成38年度	2,944	-1,210	-29%	2,295	-1,859	-45%

注) 焼却処理に伴って発生する温室効果ガスの排出量

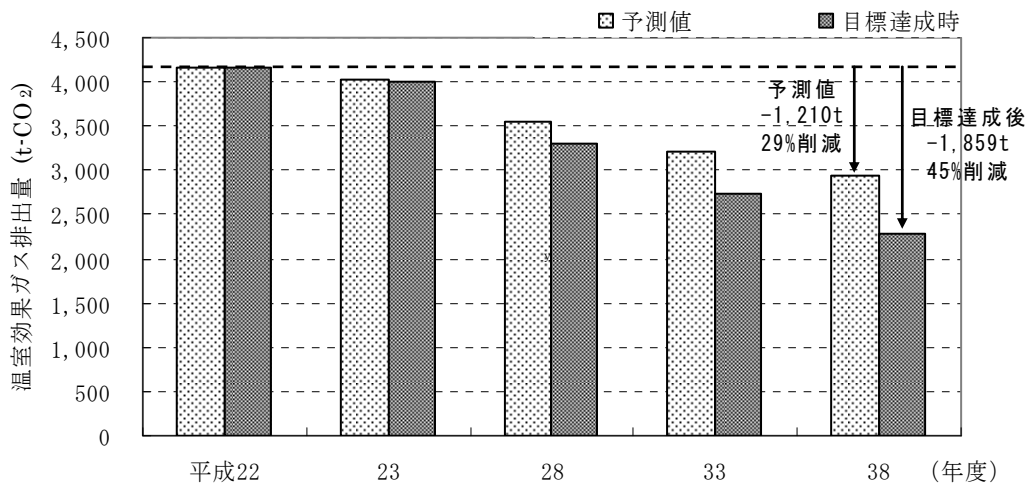


図 6.2.3 目標達成時の温室効果ガス排出量の削減効果

第3節 排出抑制、再生利用に関する計画

1. 資源物の分別収集の継続

平成22年度より実施している本広域統一の分別区分により、今後も分別方式の定着、徹底を図りつつ、資源物の分別収集を継続して行う。

2. 収集ごみの有料制度の継続

平成22年度に改定した本広域統一の処理手数料により、今後も有料制度を継続して運用していく。手数料は、排出量、処理費用等の状況を加味しつつ、適正な料金となるよう改定も視野に入れて運用する。

3. 生ごみの減量化、資源化の拡大

資源物としての生ごみの分別の徹底や、自家での堆肥化を促進しつつ、各町村、住民、処理業者等と連携して生ごみの減量化、資源化の拡大を進める。

4. 資源化可能な紙ごみの資源化の推進

資源化可能な紙ごみが可燃ごみに混入していることから、住民及び事業者に対する分別排出方法の周知等により、「雑紙」の分別、資源化の徹底を推進する。

5. 事業系ごみの減量化、資源化

事業者に対する啓発等により、事業系ごみの減量化、資源化を推進する。事業者による資源化可能な紙類のクリーンセンターへの搬入制限も視野にいれ、推進策を検討する。

第4節 中間処理計画

1. 中間処理計画

現在の焼却施設による処理を行いつつ、現在の焼却施設に代わる新ごみ処理施設の整備を行う。

2. ごみ処理施設

1) 現焼却施設の維持管理

新ごみ処理施設の稼働までの間は、現焼却施設による処理を継続して行う。少なくとも新ごみ処理施設の稼働の目標である平成30年度までは現焼却施設を維持するため、必要な補修等を実施しつつ、運転を行っていく。補修等は、精密機能検査結果より作成した延命化計画等に基づいて実施する。

2) 新ごみ処理施設の処理方式

新ごみ処理施設の処理方式については、処理対象物の量の見通しを基に、施設の整備規模、稼働時間等を考慮した上で、施設整備構想の中で検討を行う。

3) 新ごみ処理施設の処理対象物

処理対象物は、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみとする。

4) 処理対象物の量

推計される処理対象物の量を、表6.4.1に示す。

新ごみ処理施設の整備規模は、本計画における推計及び目標値から算定すると20t～30t程度となる。施設整備までは、なお時間を要することから、今後の排出量の実態やごみの減量化・資源化施策による削減効果等を見極めつつ、適正な規模となるよう検討を行い設定する。

表 6.4.1 処理対象物の量

年度		平成	平成	平成	平成	平成
		23年度	28年度	30年度	33年度	38年度
処理対象物（t/年） （可燃＋可燃性粗大）	推計値	6,656	5,706	5,432	5,071	4,549
	目標達成時	6,588	5,239	4,771	4,134	3,287
焼却炉の規模（t/日）		40（現施設）		20～30（新施設；目安）		

4) 新ごみ処理施設の計画概要

新ごみ処理施設の計画概要を表 6.4.2 に示す。

新施設の建設にあたっては、建設予定地の検討、処理方式の選定、処理能力の決定、エネルギー回収の方式等について検討を行い、適切なものとする。

表 6.4.2 新ごみ処理施設の概要

建設予定地	未定
処理方式	未定
処理能力	20～30t/日
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
エネルギー回収	未定
建設予定時期	平成 28 年度～平成 29 年度
稼動予定年度	平成 30 年度

3. リサイクル施設

現在稼動中のクリーンセンター粗大ごみ処理施設による処理を継続する。定期的な設備の点検、補修により、適切な処理を維持する。

表 6.4.3 リサイクル施設の処理対象物及び処理内容

施設名称	処理対象物	処理内容
クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	不燃物 (金属類)	破砕後、鉄類、アルミ類と埋立対象物、可燃物に選別 (鉄類、アルミ類は業者に委託して資源化)
	不燃物 (不燃ガラス類)	(埋立対象物は最終処分場で埋立処分) (可燃物はクリーンセンターで焼却処理)
	金属類	選別した上で、圧縮、保管
	不燃粗大ごみ	破砕後、可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類に選別し、 貯留 (可燃物はクリーンセンターで焼却処理)

表 6.4.4 リサイクル施設の処理対象物量

(単位：t/年)

処理対象物		平成 23 年度	平成 28 年度	平成 33 年度	平成 38 年度
不燃ごみ	推計値	380	332	295	265
	目標達成時	380	332	295	265
資源物	推計値	2,813	2,564	2,276	2,041
	目標達成時	2,849	2,732	2,592	2,467

第5節 最終処分計画

現在の木曽クリーンセンター最終処分場の残余年数は30年程度であり、今後の排出抑制や資源化により更に伸びるものと見込まれることから、ガラス、陶器類などの安定品目については現施設での処分を継続する。

焼却処理から出る焼却残渣等については、現状で本広域が処分可能な管理型最終処分場を持たないことから、本広域管外の民間業者への委託処分を行っている。今後、新ごみ処理施設の処理方式等も踏まえつつ、最終処分場の整備を検討していく必要があるが、当面の間、民間業者への委託処分を継続する。

表 6.5.1 最終処分場の埋立対象物及び処理方法

施設名称	埋立対象物	処分方法
木曽クリーンセンター 最終処分場	破碎ごみ、処理残渣 (ガラス、陶器類)	安定品目の埋立処分を行う 中間覆土あり

第6節 広域ごみ処理体制の整備計画

本広域のごみ処理体制を図6.6.1に示す。

今後、木曽クリーンセンターに代わる新ごみ処理施設が整備されることにより、焼却残渣等の性状が変化することが想定されるため、新ごみ処理施設整備後は、その性状に応じた処理・処分体制とする。

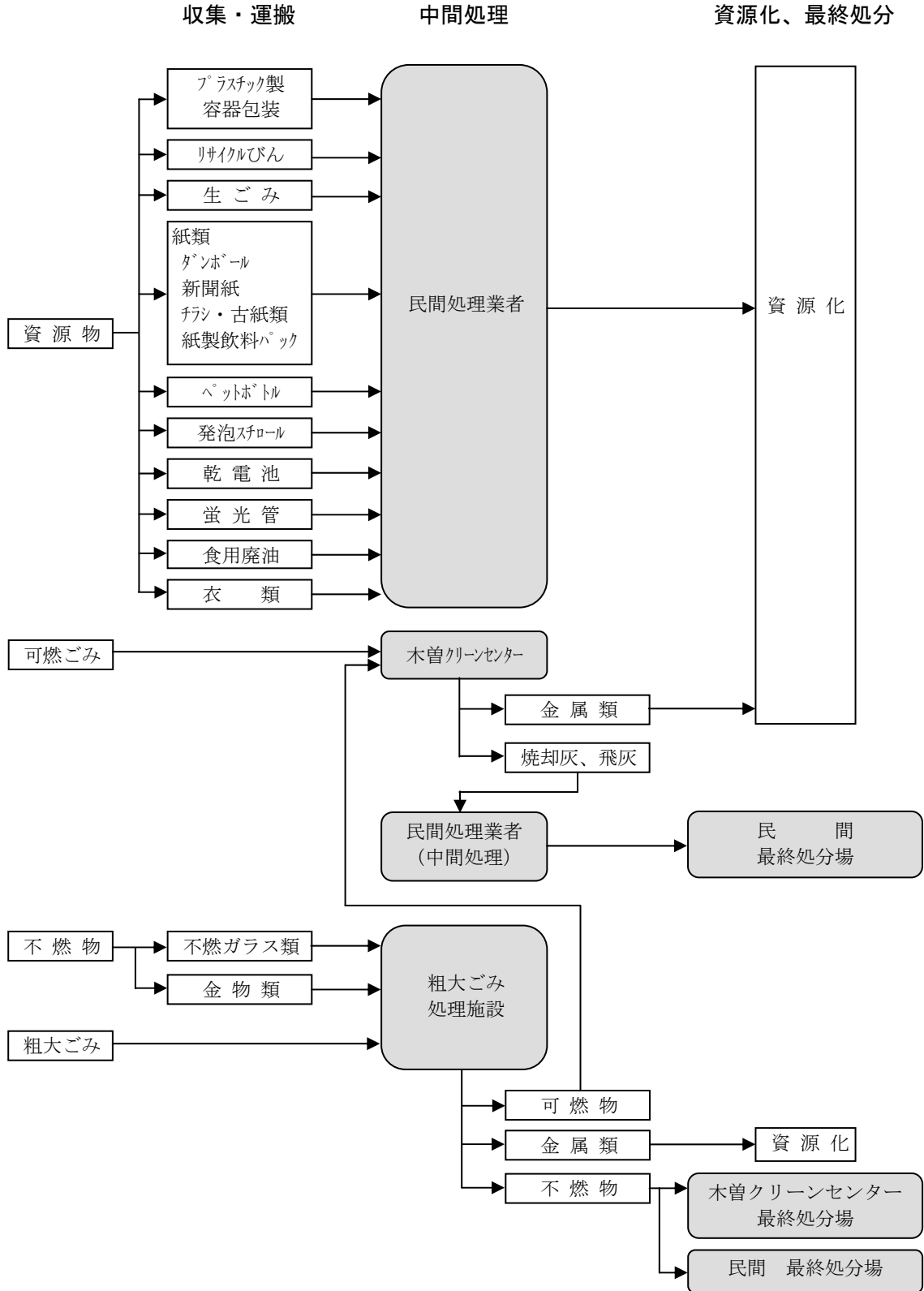


図 6.6.1 木曽広域連合のごみ処理体制

第7節 そのほかの計画

1. 不法投棄ごみ対策

本広域の構成6町村の全てで「ポイ捨て禁止条例」が制定されており、不法投棄パトロールなどの施策により、不法投棄の対策が行われている。本広域では、町村及び警察との連携により、不法投棄対策を行う。

2. 在宅医療廃棄物等

1) 在宅医療廃棄物

一般廃棄物である在宅医療廃棄物の処理計画を、表6.7.1に示す。

在宅医療廃棄物のうち、注射針などの鋭利なものについては、医師会の協力の下、連携して処理を行っていく。鋭利でなく感染性のない可燃物、不燃物については、適正な排出方法により通常のごみとして処理を行う。

表 6.7.1 在宅医療廃棄物処理計画

	処理対象物	排出方法	処理の方法
通常のごみとして出せるもの	【可燃性のもの】 ・蓄尿バッグ、カテーテル類などのプラスチック類	直接触れること、飛散することがないように梱包し、可燃ごみの指定袋に入れごみステーションに出す	木曾クリーンセンターで焼却処理を行う
	【不燃性のもの】 ・感染性のない薬びんなど	内容物を除去した上で通常の分別区分に従い出す	通常の分別区分により処理
医療機関に持ち込むもの	【鋭利なもの】 ・注射針、点滴針など	かかりつけの病院、医院等に相談し、処理を依頼する	医師会の協力により処理を行う

2) 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じた、人が感染するおそれのある廃棄物を指す。現時点では、感染性廃棄物のクリーンセンターへの搬入は行われていないが、新型インフルエンザの蔓延等により処理を要請された場合には、県等との連携の上対応を検討することとし、受け入れについて事前に協議を行う。

感染性一般廃棄物が搬入された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく方法で処理を行う。